

お 客 様 各 位

2020年 6月 1日
京都バス株式会社

「新型コロナウイルス感染症」発生に伴う定期乗車券の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響で、学校の休校・感染防止・緊急事態発令などを事由とした定期乗車券の払戻しについて、特例での払い戻しを以下の通り実施します。

1. 実施日

2020年6月30日（火）まで

2. 京都バス自社の通学定期乗車券（小・中・高校生以下のみ。大学生用は除く）

① 2019年度3学期（冬学期）用の定期乗車券

払戻額は通常通りの計算方法で算出し、所定の手数料（500円）を収受する。

但し、払い戻し申出日に関わらず、お客さまの申告により2020年2月28日以降で休校となる前の最終登校日を払い戻し申出日として取り扱う。

（休校となる前の最終登校日以降に当該定期券を使用した場合は対象外とする）。

② 2020年度1学期（夏学期）用の定期乗車券

払戻額は通常通りの計算方法で算出し、所定の手数料（500円）を収受する。

但し、通用期間に緊急事態措置期間（2020年4月7日～5月25日）を含む場合、

- 購入後に定期券を使用していない場合；

発売額から手数料（500円）を収受した額を払い戻す。

- 購入後に定期券をお使いになった場合；

払い戻し申出日に関わらず、緊急事態宣言の発令日（2020年4月7日）以降の最終利用日を最終使用日とみなし、払い戻しを行う。

3. 京都バス自社の通勤定期乗車券・大学生用通学定期乗車券

払戻額は通常通りの計算方法で算出し、所定の手数料（500円）を収受する。

但し、緊急事態措置期間（4月7日～5月25日）を有効期間に含む定期券の場合は、払い戻し申出日に関わらず、緊急事態宣言発令日（2020年4月7日）以降の最終利用日を最終使用日とみなし、払い戻しを行う。（未使用の場合も4月7日までは使用と見なす）

※通常の払戻計算方：通用期間初めの日から払戻しの請求があった日までを使用済み期間とし、これを1日2回乗車の割合で普通旅客運賃に換算し、その金額を運賃額から控除した残額

以 上